事　務　連　絡
平成２３年４月２９日

各都道府県災害救助担当主管課　御中

厚生労働省社会・援護局
総務課災害救助対策室

東日本大震災に係る災害救助法第３５条に規定する被災県への
求償の取扱いについて

今般の東日本大震災においては、１０都県に災害救助法が適用され、特に岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災３県」という。）では甚大な被害が生じたところである。

被災県ではない都道府県が、被災県からの要請を受けて避難者を受け入れた場合において、移動費や旅館・ホテルを避難所として活用した場合の宿泊費等を含めて、救助に要する費用を被災県に対して求償することができることから、各都道府県に対し積極的な被災者の救助を要請したところである（平成２３年３月２９日社援総発第0329第１号「平成２３年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について（その４）」）。

今後、各都道府県から被災県に対し避難所経費等の求償がなされることとなるが、特に被災３県においては膨大な事務処理が生じることから、各都道府県への速やかな交付が困難となることも危惧される。

このため、東日本大震災に係る救助についての特例的な取扱いとして、各都道府県が被災３県に送付すべき申請書及び関係書類については、厚生労働省において取りまとめのうえ、被災３県へ送付することとした。よって、被災３県への申請書及び別紙に記載した関係書類（今後特に必要となった場合は、別途提出書類の追加をお願いすることもあり得る。）を、別紙に定める提出日までに当室あてに送付願いたい。

なお、被災３県以外の被災県への求償については、従前の取扱いどおり、当該被災県へ直接送付願いたい。

（別紙）

1　求償にかかる申請書及び関係書類提出日

第一回提出日　　７月末（６月末までの支出分）

第二回提出日　　１１月末（１０月末までの支出分）

第三回提出日　　２月末（１月末までの支出分）

（注）第一回提出日に間に合わない場合は、第二回提出日でも可。
なお、２２年度支出分について２２年度予算での求償が必要な場合は、被災３県と調整の上、直接被災３県に申請願いたい。

2　災害救助費の求償の流れ　　－－－－－－－別添１

3　提出する関係書類

（１）災害救助法第３５条に規定する求償額（救助の種類別）－別添２

（２）災害救助法の求償に係る算定内訳（岩手県、宮城県、福島県分）
－－別添３

（３）支出に係る証拠書類　　－－－別添４

# 災害救助費の求償の流れ

（別添１）

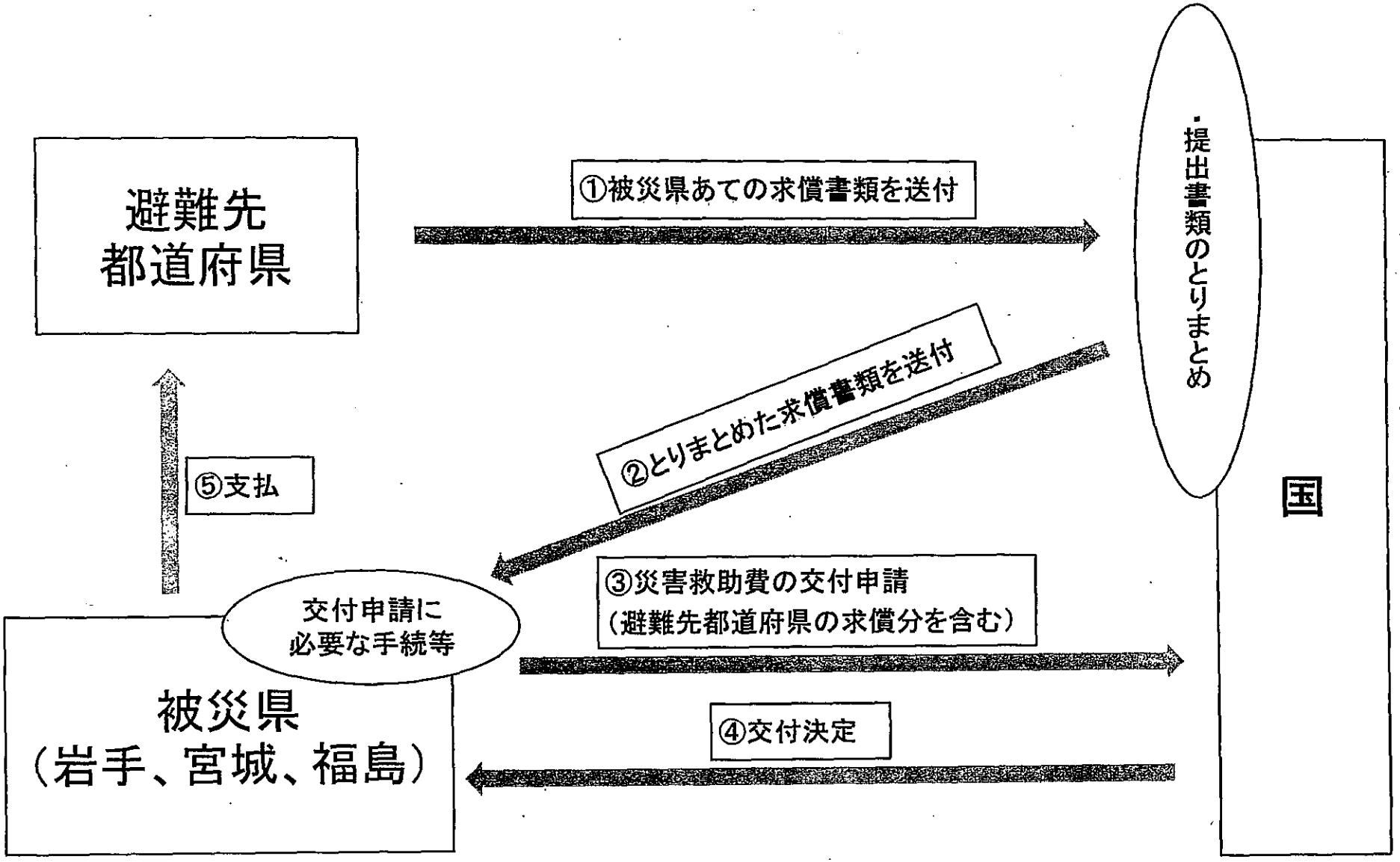

（別添２）

# 災害救助法第35条に規定する求償額（救助の種類別）

自治体名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：円）

| 救助の種類 | 岩手県分 | 宮城県分 | 福島県分 |
|---|---|---|---|
| 避難所の設置 | 0 | 0 | 0 |
| 応急仮設住宅 | 0 | 0 | 0 |
| 炊き出しの給与 | 0 | 0 | 0 |
| 飲料水の供給 | 0 | 0 | 0 |
| 被服寝具生活必需品給与貸与 | 0 | 0 | 0 |
| 医療 | 0 | 0 | 0 |
| 助産 | 0 | 0 | 0 |
| 学用品の給与 | 0 | 0 | 0 |
| 埋葬 | 0 | 0 | 0 |
| 応急救助の輸送費 | 0 | 0 | 0 |
| 応急救助の賃金雇上 | 0 | 0 | 0 |
| 救助事務費 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 |
| 合　　計 | 0 | 0 | 0 |

# 災害救助費の求償に係る算定内訳（岩手県分）

（単位：円）

| | 求償額 | 算定内訳記載事項 |
|---|---|---|
| 避難所の設置 | | ○公共施設等の利用（○月○日～○月○日分）<br>カ所数、延人日、所要額<br><br>○ホテル・旅館の借上げ（○月○日～○月○日分）<br>カ所数、延人日、所要額 |
| 応急仮設住宅 | | ○民間賃貸借上（○月○日～○月○日賃貸費用分）<br>戸数、所要額<br><br>○公営住宅等（○月○日～○月○日賃貸費用分）<br>戸数、所要額 |
| 炊き出しの給与 | | ○（○月○日～○月○日分）<br>延人日、所要額 |
| 飲料水の供給 | | ○（○月○日～○月○日分）<br>延人日、所要額 |
| 被服寝具生活<br>必需品給与貸与 | | ○給与（貸与）世帯数、所要額 |
| 医療 | | ○延人員、所要額 |
| 助産 | | ○延人員、所要額 |
| 学用品の給与 | | ○小学校児童数、所要額<br>○中学校生徒数、所要額<br>○高等学校等生徒数、所要額 |
| 埋葬 | | ○埋葬（火葬）体数、所要額<br>大人<br>小人 |
| 応急救助の輸送費 | | ○主な支出内訳 |
| 応急救助の賃金雇上 | | ○雇上延人日、所要額 |
| 救助事務費 | | ○主な支出内訳 |
| その他 | | |

# 災害救助費の求償に係る算定内訳（宮城県分）

（単位：円）

| | 求償額 | 算定内訳記載事項 |
|---|---|---|
| 避難所の設置 | | ○公共施設等の利用（○月○日～○月○日分）<br>カ所数、延人日、所要額<br><br>○ホテル・旅館の借上げ（○月○日～○月○日分）<br>カ所数、延人日、所要額 |
| 応急仮設住宅 | | ○民間賃貸借上（○月○日～○月○日賃貸費用分）<br>戸数、所要額<br><br>○公営住宅等（○月○日～○月○日賃貸費用分）<br>戸数、所要額 |
| 炊き出しの給与 | | ○（○月○日～○月○日分）<br>延人日、所要額 |
| 飲料水の供給 | | ○（○月○日～○月○日分）<br>延人日、所要額 |
| 被服寝具生活必需品給与貸与 | | ○給与（貸与）世帯数、所要額 |
| 医療 | | ○延人員、所要額 |
| 助産 | | ○延人員、所要額 |
| 学用品の給与 | | ○小学校児童数、所要額<br>○中学校生徒数、所要額<br>○高等学校等生徒数、所要額 |
| 埋葬 | | ○埋葬（火葬）体数、所要額<br>大人<br>小人 |
| 応急救助の輸送費 | | ○主な支出内訳 |
| 応急救助の賃金雇上 | | ○雇上延人日、所要額 |
| 救助事務費 | | ○主な支出内訳 |
| その他 | | |

# 災害救助費の求償に係る算定内訳（福島県分）

（単位：円）

| | 求償額 | 算定内訳記載事項 |
|---|---|---|
| 避難所の設置 | | ○公共施設等の利用（○月○日～○月○日分）<br>カ所数、延人日、所要額<br><br>○ホテル・旅館の借上げ（○月○日～○月○日分）<br>カ所数、延人日、所要額 |
| 応急仮設住宅 | | ○民間賃貸借上（○月○日～○月○日賃貸費用分）<br>戸数、所要額<br><br>○公営住宅等（○月○日～○月○日賃貸費用分）<br>戸数、所要額 |
| 炊き出しの給与 | | ○（○月○日～○月○日分）<br>延人日、所要額 |
| 飲料水の供給 | | ○（○月○日～○月○日分）<br>延人日、所要額 |
| 被服寝具生活必需品給与貸与 | | ○給与（貸与）世帯数、所要額 |
| 医療 | | ○延人員、所要額 |
| 助産 | | ○延人員、所要額 |
| 学用品の給与 | | ○小学校児童数、所要額<br>○中学校生徒数、所要額<br>○高等学校等生徒数、所要額 |
| 埋葬 | | ○埋葬（火葬）体数、所要額<br>大人<br>小人 |
| 応急救助の輸送費 | | ○主な支出内訳 |
| 応急救助の賃金雇上 | | ○雇上延人日、所要額 |
| 救助事務費 | | ○主な支出内訳 |
| その他 | | |

（別添４）

# 支出に係る証拠書類

| 救助の種類 | 提　出　証　拠　書　類 |
|---|---|
| 避難所の設置 | ○（各市町村別）避難所別内訳<br>期間、延人日、費用内訳（設備費、賃金職員等） |
| | ○（各市町村別）ホテル等別内訳<br>期間、延人日、宿泊単価、宿泊者の住所・氏名 |
| 応急仮設住宅<br>（民間賃貸を含む） | ○（各市町村別）入居者氏名、転居前住所及び月賃料一覧<br>○契約書（写）（都道府県等と貸主） |
| 炊き出しの給与 | ○（各市町村別）<br>費用の内訳（主なもの） |
| 飲料水の供給 | ○（各市町村別）<br>費用の内訳（主なもの） |
| 被服寝具生活必需品給与貸与 | ○品目別内訳 |
| 医療 | ○人件費、輸送費、材料費、医療班関係経費 |
| 助産 | |
| 学用品の給与 | |
| 埋葬 | ○埋葬（火葬）が証明できるもの |
| 応急救助の輸送費 | |
| 応急救助の賃金傭上 | ○傭い上げ業務別一覧 |
| 救助事務費 | ○費用の内訳 |
| その他 | ○費用の内訳<br>※備蓄品の補充については、別途上記の救助の種類の分類するので、分類できるように内訳を記載すること。 |